

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(別紙2)	(別紙2)
立入検査の基本的手続	
1. 立入検査開始前 (略)	1. 立入検査開始前 (略)
2. 立入検査中 (略)	2. 立入検査中 (略)
3. 立入検査終了後	3. 立入検査終了後
(1) 検査結果通知書等の交付	(1) 検査結果通知書等の交付
<p>主任検査官は、立入検査を通じ把握した事項、問題点・課題をとりまとめた検査報告書を作成する。</p> <p>検査担当局長（財務局においては、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長）は、本報告書その他立入検査における検査内容を審査し、立入検査を通じ把握された事項、問題点・課題の軽重に応じて（意見申出に関する審理結果がある場合にはその結論等を十分に踏まえ）、検査結果通知書等を作成し、被検査金融機関に交付する。（<u>なお、被検査金融機関を子会社とする金融持株会社がある場合には、必要に応じて当該持株会社に対して被検査金融機関の検査結果通知書（写）を交付する。</u>。）</p> <p>その際、被検査金融機関に対して、検査結果通知書等の内容については後日、照会を行うことができる旨を説明する。</p> <p><u>なお、検査結果通知書等の交付は、迅速な審査の上、立入終了後、出来る限り早期に行う。</u></p> <p>なお、書面で通知するまでもない軽微な問題点・課題についてはエグジットミーティングでの「講評」にとどめ、ビジネスモデル等の継続的な対話をしていく課題については「当局所見」又は「検査結果通知」、重要な問題点・課題については「検査結果通知」として書面を交付する。<u>なお、通年で実施した立入検査の結果については、把握した事象の軽重により、「フィードバックレター」を作成し、被検査金融機関に交付する。（被検査金融機関を子会社とする金融持株会社がある場合には、必要に応じて当該持株会社に対して被検査金融機関の検査結果通知書（写）を交付する。）</u></p> <p>その際、被検査金融機関に対して、検査結果通知書等の内容については後日、照会を行うことができる旨を説明する。</p> <p><u>また、検査結果通知書等の交付は、迅速な審査の上、立入終了後、出来る限り早期に行う。</u></p> <p>なお、書面で通知するまでもない軽微な問題点・課題についてはエグジットミーティングでの「講評」にとどめ、ビジネスモデル等の継続的な対話をしていく課題については「当局所見」又は「検査結果通知」、重要な問題点・課題については「検査結果通知」として書面を交付する。通年で実施し</p>	<p>主任検査官は、立入検査を通じ把握した事項、問題点・課題をとりまとめた検査報告書を作成する。</p> <p>検査担当局長（財務局においては、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長）は、本報告書その他立入検査における検査内容を審査し、立入検査を通じ把握された事項、問題点・課題の軽重に応じて（意見申出に関する審理結果がある場合にはその結論等を十分に踏まえ）、検査結果通知書等（<u>検査結果通知書、当局所見及びフィードバックレターをいう。以下同じ。</u>）を作成し、被検査金融機関に交付する。（<u>被検査金融機関を子会社とする金融持株会社がある場合には、必要に応じて当該持株会社に対して被検査金融機関の検査結果通知書（写）を交付する。</u>。）</p> <p>その際、被検査金融機関に対して、検査結果通知書等の内容については後日、照会を行うことができる旨を説明する。</p> <p><u>また、検査結果通知書等の交付は、迅速な審査の上、立入終了後、出来る限り早期に行う。</u></p> <p>なお、書面で通知するまでもない軽微な問題点・課題についてはエグジットミーティングでの「講評」にとどめ、ビジネスモデル等の継続的な対話をしていく課題については「当局所見」又は「検査結果通知」、重要な問題点・課題については「検査結果通知」として書面を交付する。通年で実施し</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
「ドバックレター」と「検査結果通知」を使い分ける。	た立入検査の結果については、把握した事象の軽重により、「フィードバックレター」と「検査結果通知」を使い分ける。
(2) 検査結果に基づくモニタリング (略)	(2) 検査結果に基づくモニタリング (略)
4. 情報管理 (略)	4. 情報管理 (略)
5. その他 (1)～(2) 略 (3) 日本銀行等との連携 立入検査等の実施に当たっては、日本銀行等が実施する考査等との間で、適切な連携の確保に十分考慮する。 (新設)	5. その他 (1)～(2) 略 (3) 日本銀行等との連携 立入検査等の実施に当たっては、日本銀行等が実施する考査等との間で、適切な連携の確保に十分考慮する。 <u>なお、この際、被検査金融機関の負担軽減の観点から、検査結果通知書等及び検査で徴求した資料を日本銀行と共有する場合には、被検査金融機関から同意を取得する。</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(別紙2-2)</p> <p>重要事項一覧</p> <p>「立入検査の基本的手続（以下、「本基本手続」という。）」の「1. (4) ①」に定める重要な項目を以下のとおり定める。</p> <p>1. 基本的な説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 立入検査の根拠（法令根拠、検査命令書等） (2) 立入開始日、検査官名簿、主な検証範囲（検査基準日も含む） <p>2. 立入検査開始までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）調整する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事前に提出を求める資料等の記載内容、提出期限、提出方法、資料作成に当たっての留意事項等 (2) 円滑な立入検査を実施する観点から金融機関側に準備を要請する事項 (3) 検査通知後における自然災害発生等の場合の対応 (4) 被検査金融機関からの要望 (5) 立入検査期間中の被検査金融機関との意思疎通の方法（本基本手続における「2. (3) (4) (5) 並びに (8) の①、④」等を参照のこと） <p>3. 立入検査における留意事項（役職員に周知を依頼する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本基本手続の内容 (2) 検査関係情報、検査結果通知書等の内容の取扱い上の注意（本基本手続における「4. (4)」を参照のこと） (3) 立入検査状況の経営陣への的確な報告 (4) その他主任検査官が適切と判断する留意事項 	<p>(別紙2-2)</p> <p>重要事項一覧</p> <p>「立入検査の基本的手続（以下、「本基本手続」という。）」の「1. (4) ①」に定める重要な項目を以下のとおり定める。</p> <p>1. 基本的な説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 立入検査の根拠（法令根拠、検査命令書等） (2) 立入開始日、検査官名簿、主な検証範囲（検査基準日も含む） <p>2. 立入検査開始までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）調整する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事前に提出を求める資料等の記載内容、提出期限、提出方法、資料作成に当たっての留意事項等 (2) 円滑な立入検査を実施する観点から金融機関側に準備を要請する事項 (3) 検査通知後における自然災害発生等の場合の対応 (4) 被検査金融機関からの要望 (5) 立入検査期間中の被検査金融機関との意思疎通の方法（本基本手続における「2. (3) (4) (5) 並びに (8) の①、④」等を参照のこと） <p>3. 立入検査における留意事項（役職員に周知を依頼する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本基本手続の内容 (2) 検査関係情報、検査結果通知書等の内容の取扱い上の注意（本基本手続における「4. (4)」を参照のこと） (3) 立入検査状況の経営陣への的確な報告 (4) その他主任検査官が適切と判断する留意事項

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>4. 各種制度に関する説明事項</p> <p>外部監査人との意見交換（外部監査人の金融機関に対する守秘義務解除の合意に係る依頼を含む） (新設)</p>	<p>4. 各種制度に関する説明事項</p> <p>(1) 外部監査人との意見交換（外部監査人の金融機関に対する守秘義務解除の合意に係る依頼を含む）</p> <p>(2) <u>検査結果通知書等及び検査で徴求した資料の日本銀行への共有</u></p>